

# 一般社団法人三重県建築士会 表彰規程

昭和 54 年 4 月 1 日制定

平成 26 年 2 月 19 日改正

第 1 条 本会の目的達成のため著しい功績があった正会員、職員又は賛助会員に対する表彰はこの規程によって行う。

第 2 条 表彰は次の各号の一に該当する場合に行う。

- 1 多年本会又は支部の役職者として功績のあった者。(功労表彰)
- 2 多年本会の会員として功績のあった者。(功労表彰)
- 3 本会の発展のため功績が著しい者。(功労表彰)
- 4 特別に功績があったと認める者。(特別表彰)
- 5 本会又は支部職員として功績のあった者。(職員表彰)
- 6 本会又は支部の事業に対して積極的に協力せる者。(協力者表彰)

第 3 条 本会の表彰は次の区分によって行う。

- 1 第 2 条第 1 号、第 2 号、第 3 号、第 4 号、第 5 号該当者に対しては表彰状を贈る。
- 2 第 2 条第 6 号の該当者に対しては感謝状を贈る。

第 4 条 表彰は会長又は所属支部長の推薦によるものとする。

- 2 表彰の選考は総務委員会で行うものとする。

第 5 条 表彰の方法は、表彰状又は感謝状に記念品を添えて贈呈する。

死亡した者を表彰する場合は、表彰状及び記念品等をその者の遺族に贈呈する。

- 2 同一事由による表彰は一回限りとする。(第 2 条第 1 号、第 2 号、第 3 号)

第 6 条 表彰は通常総会開催時に行うことを原則とする。

第 7 条 表彰選考基準は別に定める。

第 8 条 表彰した場合は、その住所氏名及び功績概要を本会の台帳に記録し、かつ「会報」に発表する。

第 9 条 三重県建築士会表彰(功労表彰、職員表彰、協力者表彰等)、連合会長表彰、知事表彰以外の表彰者推薦については、個々に総務委員会を選考する。

第 9 条 この規程の設定及び改廃は、総務委員会に諮り理事会の決議による。

附 則

○この規程は平成 26 年 4 月 1 日より適用する。

一般社団法人三重県建築士会 三重県知事表彰者選考基準

昭和62年 4月 1日制定

平成25年11月13日改正

平成28年 2月 3日改正

1. おおむね50歳以上、70歳未満で円満なる人格を有し、三重県表彰規則（昭和25年4月1日三重県規則第38条の1）第2条第3号に該当し、かつ次の各号の一に該当する者を表彰候補者として、総務委員会で選考し推薦する。
  - 1) 建築技術の向上発展に特に功績のあった者
  - 2) 建築物の質の向上に尽くし、社会福祉の向上に特に功績のあった者
  - 3) 建築士として特に業績のあった者
  - 4) 原則として、連合会長表彰受賞者または表彰推薦者の中から選考する。
  - 5) その他
2. 通年通常総会において受賞できるよう推薦する。  
推薦人員は2名以内とする。  
但し、前項に該当する者で死亡又は危篤の者についてはこの限りではない。
3. この選考基準の改正・廃止は総務委員会に諮り決する。

一般社団法人三重県建築士会 日本建築士会連合会長表彰者選考基準

平成17年 2月 3日制定

平成25年11月13日改正

平成28年 2月 3日改正

平成30年 6月15日改正

1. おおむね50歳以上、70歳未満で円満なる人格を有し、日本建築士会連合会表彰規程（昭和36年7月21日制定）第2条第2号から第4号のうちの一に該当し、かつ次の各号の一に該当する者を表彰候補者として、総務委員会で選考し推薦する。
  - 2) 副会長経験者 1期（2年）以上
  - 3) 支部長経験者 2期（4年）以上
  - 4) 理事・監事経験者 4期（8年）以上でかつ委員長経験者
  - 5) その他、建築士として特に業績のあった者
2. この選考基準の改正・廃止は総務委員会に諮り決する。

## 一般社団法人三重県建築士会 表彰者・団体選考基準

昭和 54 年 4 月 1 日制定

平成 17 年 2 月 3 日改正

平成 25 年 11 月 13 日改正

平成 30 年 9 月 7 日改正

表彰規程第 7 条による表彰選考基準を次のように定める。

### 1. 表彰規程第 2 条第 1 号から第 3 号に該当する者。(功労表彰)

ただし、アからウについては、1 会員 1 回限りとする。

ア. 表彰規程第 2 条第 1 号に該当する者。(役員功労)

(1) 会長、副会長、専務理事、常任理事、支部長経験者

(2) 理事、監事 2 期 (4 年) 以上

(3) 支部役員 5 期 (10 年以上)

以上の各号の一に該当する者でおおむね 50 才以上、70 才未満の者を会長又は所属支部長が表彰候補者として推薦し、そのうち毎年 10 名程度を総務委員会で選考する。

イ. 表彰規程第 2 条第 2 号に該当する者。(多年功労)

(1) 30 年以上正会員として本会に協力した者。

(2) 事業の企画運営に参加し、本会発展のため功績があった者。

以上の全てに該当する者を所属支部長より表彰候補者として推薦し、そのうち毎年若干名を総務委員会で選考する。

ウ. 表彰規程第 2 条第 3 号に該当する者。(功績功労)

連合会作品賞や連合会役員などの建築士会内部の活動に関して、功績が著しいとして会長が推薦した者を、総務委員会で承認する。

### 2. 表彰規程第 2 条第 4 号に該当する者。(特別表彰)

建築士会以外の団体から受賞する等、対外的に建築士会の発展に尽くされ特別に表彰するに値するものとして会長が推薦した者を、総務委員会で承認する。

### 3. 表彰規程第 2 条第 5 号に該当する者。(職員表彰)

本部又は支部職員としておおむね 6 年以上勤務し職務に忠実な者を表彰候補者として推薦し、総務委員会で選考する。

### 4. 表彰規程第 2 条第 6 号に該当する団体。(協力者表彰)

事業目的達成のため積極的に協力した本部又は支部の賛助会員で次の各号の一に該当するもの。なお、総会では本部賛助会員を表彰し、支部賛助会員は支部総会で表彰するものとする。

ア、1 号表彰 10 年間賛助会員として継続して協力した団体

イ、2 号表彰 20 年間賛助会員として継続して協力した団体

ウ、3 号表彰 30 年間賛助会員として継続して協力した団体

エ、4 号表彰 40 年間賛助会員として継続して協力した団体

オ、5 号表彰 50 年間賛助会員として継続して協力した団体

以下、10年毎に表彰する。

5. 三重県知事表彰への推薦は、別に定める三重県知事表彰選考基準による。
6. 日本建築士会連合会会長表彰への推薦は、別に定める日本建築士会連合会会長表彰者選考基準による。
7. 物故者から選考する場合は、過去1年以内の該当者とする。
8. 選考基準の改正、廃止は総務委員会に諮り決する。